

国立大学法人新潟大学学長選考規則

（平成17年8月5日）
学長選考会議議長裁定

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人新潟大学（以下「本法人」という。）における学長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

（選考の機関）

第2条 学長候補者の選考に係る事項は、国立大学法人新潟大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

（選考の時期）

第3条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては任期満了の日の30日前までに、同項第2号から第4号までに該当する場合においてはその事由が生じたときに速やかに行う。

（選考の基準）

第4条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考する。

（意向投票）

第5条 学長選考会議は、学長候補者の選考に先立ち、本法人の常勤の役員及び職員の意向調査を、投票（以下「意向投票」という。）により行うものとする。

- 2 意向投票は、第1次意向投票及び第2次意向投票により行う。
- 3 意向投票の方法については、別に定める。

（投票資格者）

第6条 第1次意向投票の投票資格者は、第1次意向投票期日の公示の日に現に本法人に在職する者のうち別表に掲げる者とする。

- 2 第2次意向投票の投票資格者は、第2次意向投票期日の公示の日に現に本法人に在職する次に掲げる者とする。
 - (1) 役員（監事を除く。）
 - (2) 大学教育職員
- 3 前2項に規定する者のうち、第1次意向投票期日又は第2次意向投票期日において、次に掲げる者は、それぞれの投票資格者から除く。
 - (1) 在職しない者
 - (2) 休職者

(3) 停職者

(意向投票管理委員会)

第7条 学長選考会議は、意向投票に関する事務を管理するため、意向投票管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会は、教育研究院の各学系から選出された大学教育職員各3人をもって組織する。

3 管理委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

(意向投票期日の公示)

第8条 学長選考会議は、意向投票期日を定め、管理委員会に通知する。

2 管理委員会は、意向投票期日を公示する。この場合において、第1次意向投票期日についてはその30日前までに公示しなければならない。

(推薦等の求め)

第9条 学長選考会議は、前条の公示の後、教育研究評議会及び経営協議会に学長候補者として適任と認める者の推薦並びに自ら立候補する者を求めるものとする。

(第1次学長候補適任者の確定)

第10条 学長選考会議は、前条の求めによる次の各号により推薦された者又は立候補した者（以下「学長候補適任者」という。）のうちから、第1次意向投票の対象となる学長候補適任者（以下「第1次学長候補適任者」という。）を決定し、公示する。

(1) 教育研究評議会が推薦した者

(2) 経営協議会の委員のうち国立大学法人新潟大学基本規則（平成16年規則第1号）

第15条第2項第3号に規定する委員（以下「学外委員」という。）が推薦した者

(3) 本法人の大学教育職員30人以上の推薦を受けて立候補した者

2 前項第1号及び第2号により推薦する者の数及び決定の方法は、学長選考会議が別に定める。

(第1次意向投票)

第11条 学長選考会議は、第1次学長候補適任者について、第1次意向投票を実施する。

2 管理委員会は、第1次意向投票の結果を速やかに学長選考会議に報告し、公示する。

(第2次学長候補適任者の選考)

第12条 学長選考会議は、第1次意向投票の結果を参考とし、第2次意向投票の対象となる学長候補適任者（以下「第2次学長候補適任者」という。）を選考の上、公示する。

2 学長選考会議の委員が第1次学長候補適任者となった場合は、前項の選考に加わることはできない。

(第2次意向投票)

第13条 学長選考会議は、第2次学長候補適任者について、第2次意向投票を実施する。

2 管理委員会は、第2次意向投票の結果を速やかに学長選考会議に報告し、公示する。

(学長候補者の決定)

第14条 学長選考会議は、第2次意向投票の結果を参考とし、学長候補者を選考の上、

決定する。

- 2 学長選考会議の委員が第2次学長候補適任者となった場合は、前項の選考に加わる
ことができない。
- 3 学長選考会議議長は、学長候補者に通知し、承諾を得る。
- 4 学長選考会議議長は、学長候補者を決定したときは、学長又はその代理人に報告し、
公示する。
- 5 学長又はその代理人は、前項の報告があったときは、速やかに次期学長の任命を文
部科学大臣に申し出る。

(雑則)

第15条 この規則の解釈について疑義のあるときは、学長選考会議が決定する。

第16条 この規則に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、学長
選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年8月5日から施行する。

別表（第6条関係）

職 種	職 名
役員	学長，理事
大学教育職員	教授，助教授，講師，助手
教育人間科学部附属学校教育職員	教頭
事務職員	部長，課長，事務長，課長補佐，事務長補佐， 専門員，専門職員，職制係長
施設系技術職員	部長，課長，課長補佐，専門員，専門職員，技 術系係長
教室系技術職員	技術専門員，技術専門職員
図書系職員	部長，課長，課長補佐，図書館専門員，図書館 専門職員，図書系係長
医療系技術職員	副薬剤部長，薬剤主任，診療支援部長，診療放 射線技師長，副診療放射線技師長，主任診療放 射線技師，栄養管理室長，臨床検査技師長，副 臨床検査技師長，主任臨床検査技師
看護職員	看護部長，副看護部長，看護師長，副看護師長